

日本DPO協会第48回個人情報保護セミナー
「個人情報保護実務専門家資格2級:プライバシー
ホワイト教科書:データ保護実務の基礎
ー 出版記念オンライン解説 ー」

S & K Brussels法律事務所パートナー弁護士
杉本 武重 先生(当協会事務局長)

2025年12月25日(木) 15:00～16:00

挨拶「個人情報保護実務家の育成について」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長)

法の不知は許さず

Ignorance of the law is no excuse.

- 刑法
- (故意)
- 第38条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
- 2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
- 3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。

プライバシーホワイト教科書の罰則記述①

- 「個人情報保護実務専門家資格2級:プライバシーホワイト教科書:日本法(民間部門)」Version 1.0(2025/10/1)188頁
- 個人情報保護法には罰則があり、個人情報保護委員会が執行を行っています。
- 個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いに向けた取組を行っており、個人情報保護法に違反する、又は違反するおそれがある場合に、必要な報告若しくは資料提出の要求、又は立入検査を実施し、指導・助言や勧告をすることができます。

プライバシーホワイト教科書の罰則記述②

- 事業者がこの勧告に係る措置を取らない場合や緊急に措置をとる必要がある場合、個人情報保護委員会が命令を発することもあります（法146条、147条、148条）。
- 個人情報保護委員会の命令に従わない場合等には、罰則の適用もあり得ます。

個人情報保護法の違反行為に係る事例等 (個人データの違法な第三者提供等、その他)

- PPC事務局 令和6年9月26日
- 類型2 いわゆる新破産者マップ
- ウェブサイト上において、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人(以下「破産者」という。)の氏名及び住所などの個人データをインターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示。
 - ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止するよう勧告。
 - ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう命令。
 - 正当な理由なくその命令に係る措置がとれられなかったこと、報告徴収への報告を行わなかったことを理由に刑事告発。

法運用における民間部門の役割

- 法運用における民間部門の役割は、きわめて大きい。
- 法令遵守
- コンプライアンスの強化
- 個人情報保護法では、認定個人情報保護団体
- そのためには、個人情報保護実務専門家資格を取得する必要がある。
- そして、杉本武重事務局長の個人情報保護実務家の育成のためのレクチャーが必修である。